

令和 5 年度 川崎市高等学校奨学生【入学支度金】募集要項

1 目的

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）及び専修学校の高等課程を含む。）に進学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

2 申請基準

- (1) 申請時点から令和 5 年 1 月 1 日までの間において、川崎市内に住所を有する中学 3 年生であること。
- (2) 学業成績について、第 3 学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、5 段階評価で 3.5 以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。
 - ア 平均値は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までの値とする。
 - イ 3 学期制実施校の場合、1 学期の全履修科目の評定結果とする。
 - ウ 年度末のみ評定を実施している場合、前年度の全履修科目の評定結果とする。
- (3) 令和 3 年の 1 年間における世帯の合計所得金額が、基準額以内であること。

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
合計所得金額	約 241 万円	約 298 万円	約 341 万円	約 388 万円	約 431 万円	約 488 万円
(総収入)	約 368 万円	約 439 万円	約 494 万円	約 552 万円	約 606 万円	約 675 万円

- ア 世帯の年齢構成などにより基準額に相違があります。上記の表は目安としてください。
- イ 「合計所得金額」は、給与所得の方は給与所得控除後の金額が、事業所得の方は総収入から必要経費を差し引いた後の金額が、基本となります。
- ウ 具体的には、市民税の「非課税証明書」「課税額証明書」に記載されている「合計所得金額（※給与所得又は公的年金等の所得がある場合は、給与所得と公的年金等の所得から 10 万円を控除し算出します。）」であり、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

—川崎市高等学校奨学金（入学支度金）申請基準—

基準額は、平成 30 年 4 月 1 日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定に従い、次の算式により算出した額とする。「第 1 類基準額＋第 2 類基準額（冬季加算及び期末一時扶助を含む。）＋教育扶助＋住宅扶助＋生業扶助（高等学校等就学費）」

3 奨学金【入学支度金】の概要

- (1) 支給額 国・公立の高等学校へ進学する場合 45,000 円
私立の高等学校へ進学する場合 70,000 円
- (2) 支給時期 令和 5 年 3 月下旬
- (3) 支給方法 本人又は保護者名義の金融機関口座への振込
- (4) その他 川崎市高等学校奨学金は、他の奨学金との併給を制限しておりません。

4 中学校への提出書類

- (1) **奨学資金支給申請書・推薦書【入学支度金用】**（申請書は中学校から取り寄せてください。）
- (2) **住民票**の写し（申請者本人が記載されているもの）

※川崎市外の寮に入っている方も川崎市に住民登録があれば申請できます。事情により川崎市に住民登録がない場合は、下記問い合わせ先に御相談ください。

- (3) 生活保護世帯の場合は、**被保護証明書**（世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたもの。写しも可。）
- (4) 児童養護施設や里親に委託されている場合は、**在籍証明書**や**児童委託証明書**（写しも可）
- (5) (3)～(4)以外の方は、**令和4年度市民税・県民税（個人）の課税額証明書**または**非課税証明書**（写しも可）（「確定申告書の控え」、「源泉徴収票」、「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」、「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」は、受け付けることができませんので、御注意ください。）

ア 市税事務所、区役所（支所）市税証明書発行コーナー、出張所及び行政サービスコーナーで発行するものです。確定申告ができていないと、所得の確認等ができない場合があります。証明書の発行が可能な状態かどうかは、市税事務所窓口等にて確認することができます。なお、合計所得金額が確認できない証明書は、再度提出を求める場合があります。

イ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です（高校生、大学生等を除く。）。

ウ 扶養に入られている方でも、証明書が必要です（合計所得金額は「***」等で表示されているものでも構いません。）。ただし、配偶者控除を受けられていて、その状況が証明書に記載されている場合は、控除されている配偶者の分の所得証明書は不要です。

(6) その他

ア 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

イ 提出いただいた書類に記載された内容については、川崎市高等学校奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

5 受付期間・提出先

在学している中学校経由で申請していただきます。各中学校の指定する期間内に、上記書類を学校に提出してください。なお、各中学校から川崎市教育委員会への提出期間は令和4年11月9日（水）から12月6日（火）まで（消印有効）となっております。

6 調査結果の通知

- (1) 教育委員会が定めた採用基準に達しているかどうか、提出された書類により教育委員会で調査を行い、結果については、令和5年1月中旬に申請者の自宅へ郵送いたします。
- (2) 採用の予約が内定した後で、川崎市外へ転出された場合や、高等学校に入学しなかった場合は、入学支度金は支給いたしません。

7 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267

川崎市高等学校奨学金は、返還の必要のない給付型の奨学金です。

※高等学校入学後に募集する「川崎市高等学校奨学金【学年資金】」に関しては、今回の申請とは別に、翌年度に改めて申請していただく必要があります。申請を希望される場合は、高等学校入学後に、学事課か入学した学校にお問い合わせください。